保育園における行方不明児発生の緊急対応

【こども誰でも通園制度・一時預かり事業を含む】

行方不明児発生

園外での行方不明

① 保育園に連絡
② 周辺を捜索
③ 他の園児の安全確保
④ 園長もしくは副園長への状況説明
⑤ 職員の招集
⑥ 警察（１１０番）への連絡
⑦ 保護者への連絡
⑧ こども保育課への連絡
※１７時以降は園長、副園長のみ
⑨ 現場へ応援職員を派遣

園内での行方不明

① 事務室に連絡
② 園舎内・外を捜索
③ 他の園児の安全確保
④ 園長もしくは副園長への状況説明
⑤ 職員の招集
⑥ 警察（１１０番）への連絡
⑦ 保護者への連絡
⑧ こども保育課への連絡
※１７時以降は園長、副園長のみ

行方不明児発見

① 園児の安全を確保
② 園児の体調、けがの確認
③ 体調、けがの有無の関わらずかかりつけ医へ連絡。受診の要否等の指示を受ける
④ 保護者へ連絡
警察、こども保育課へ報告　※１７時以降は園長、副園長のみ
⑤

お迎え時に保護者への説明

① 責任者（園長）が保護者へ謝罪
② 経緯、状況を具体的に説明する

職員の情報共有・今後の再発防止の検討